

定 款

社会福祉法人 慈 徳 会

社会福祉法人 慈徳会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して

総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第2種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ホ) 移動支援事業の経営
 - (ヘ) 介護老人保健施設の経営
 - (ト) 短期入所療養介護事業の経営
 - (チ) 通所リハビリテーション事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 慈徳会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、茨城県鹿嶋市大字武井字金山1956番地3に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員1名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評 議 員 会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 評議員会に議長を置く。
5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名をおく。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 茨城県 鹿嶋市 武井 字金山 1956 番地 3 所在の、特別養護老人ホーム松寿園
敷地 5,541 m²

(2) 茨城県 鹿嶋市 武井 字金山 1956 番地 1 所在の、特別養護老人ホーム松寿園
敷地 13,417.49 m²

(3) 茨城県 鹿嶋市 武井 字金山 1956 番地口所在の、特別養護老人ホーム松寿園
敷地 661 m²

(4) 茨城県 鹿嶋市 大字 和 宇神戸前 782 番 52 所在の、特別養護老人ホーム松寿園
敷地 2,559 m²

(5) 茨城県 鹿嶋市 大字 和 宇神戸前 782 番 58 所在の、特別養護老人ホーム松寿園
敷地 2,559 m²

(6) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番 1 所在の、松寿園リハビリケアセンター

- 敷地 7,709 m²
- (7) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番 2 所在の、松寿園リハビリケアセンター
敷地 3,111 m²
- (8) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番 8 所在の、松寿園リハビリケアセンター
敷地 57 m²
- (9) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番 9 所在の、松寿園リハビリケアセンター
敷地 93 m²
- (10) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1962 番 2 所在の、松寿園リハビリケアセンター
敷地 22 m²
- (11) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番 7 所在の、松寿園リハビリケアセンター
敷地 1,106 m²
- (12) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番 10 所在の、松寿園リハビリケアセンター
敷地 186 m²
- (13) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番 11 所在の、松寿園リハビリケアセンター
敷地 134.02 m²
- (14) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 2 所在の、社宅敷地 36 m²
- (15) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 42 所在の、社宅敷地 10 m²
- (16) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 43 所在の、社宅敷地 281 m²
- (17) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 60 所在の、社宅敷地 264 m²
- (18) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 62 所在の、社宅敷地 10 m²
- (19) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 63 所在の、社宅敷地 9.9 m²
- (20) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 3 所在の、社宅敷地 30 m²
- (21) 茨城県 鹿嶋市 大字 志崎字大平 218番3所在の、特別養護老人ホーム 敷地5,380m²
- (22) 茨城県 鹿嶋市 大字 志崎字北奈良柴 232番3所在の、特別養護老人ホーム
敷地5,144m²
- (23) 茨城県 鹿嶋市 大字 志崎字北奈良柴 232番7所在の、特別養護老人ホーム
敷地1,289m²
- (24) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字出口 1965番38所在の社宅敷地284.34m²
- (25) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字出口 1965番11所在の社宅敷地18.25m²
- (26) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字出口 1965番19所在の社宅敷地13m²
- (27) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字奥野山 2070番17所在の社宅敷地198.36m²
- (28) 茨城県 鹿嶋市 大字武井 字金山 1956 番地 1、1956 番地 3 家屋番号 1956 番 1
老人ホーム 鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板ぶき陸屋根
地下1階付3階建 床面積 6223.67 m²
- (29) 茨城県 鹿嶋市 大字武井 字金山 1956 番地 3
家屋番号 1956 番 3 の 3
養護所
鉄骨構造瓦葺平屋建
床面積 436.47 m²
イ. デイサービスセンター 351.15 m²
ロ. 在宅介護支援センター 85.32 m²
- (30) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字金山 1961 番地 2、1961 番地 1
家屋番号 1961 番 2
老人保健施設
鉄筋コンクリート造かわら・合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建
床面積 4,366.2 m²
附属建物
物置
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建

床面積 63 m²

(31) 茨城県 鹿嶋市 大字 津賀 字一本松 1835 番 43

家屋番号 1835 番 43

居宅

木造かわらぶき平屋建

床面積 64.84 m²

(32) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字出口 1965 番 38 家屋番号 1965 番 38 居宅 木造スレート葺

2階建 床面積 100.8 m²

(33) 茨城県 鹿嶋市 大字 武井 字奥野山 2070番17家屋番号2070番17居宅 木造スレート葺

平家建 床面積52.99m²

(34) 茨城県 鹿嶋市 大字津賀 字一本松1835番60家屋番号1835番60居宅木造かわらぶき平屋建

床面積60.86m²

3. その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4. 公益事業用財産は、第35条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鹿嶋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿嶋市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第34条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第35条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 地域包括支援センターの経営
2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿嶋市長の認可(社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿嶋市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人慈徳会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行なうものとする。

理事長	柳川	宗左衛門
理事	千ヶ崎	惣右衛門
〃	木城	卓二
〃	出津	健三郎
〃	小野	啓三郎
〃	松倉	正司
監事	原	英夫
〃	松倉	富子

昭和46年	1月29日	法人設立認可
昭和49年	7月5日	一部変更認可
昭和59年	6月15日	一部変更届出
昭和61年	4月15日	一部変更届出
平成4年	6月8日	一部変更届出
平成5年	10月4日	一部変更届出
平成6年	3月17日	一部変更届出
平成7年	12月27日	一部変更届出
平成11年	7月22日	一部定款変更認可
平成13年	8月16日	一部定款変更認可
平成15年	7月3日	一部定款変更認可
平成17年	10月14日	一部定款変更認可
平成18年	10月18日	一部定款変更認可
平成19年	11月21日	一部定款変更認可
平成21年	3月2日	一部定款変更認可
平成21年	10月8日	一部定款変更認可
平成22年	8月5日	一部定款変更届出
平成23年	2月15日	一部定款変更認可
平成23年	10月4日	一部定款変更認可
平成24年	2月6日	一部定款変更認可
平成25年	6月21日	一部定款変更認可
平成26年	2月25日	一部定款変更認可
平成26年	10月30日	一部定款変更認可
平成27年	6月1日	一部変更届出
平成29年	2月9日	一部変更届出
平成29年	2月13日	一部定款変更認可
平成30年	6月4日	一部変更届出

平成29年4月1日施行